

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

「警察官立寄所」の設置について

警察官立寄所（以下「立寄所」という。）の設置については、「地域警察の運営に関する訓令」（平成元年岐阜県警察訓令第21号）及び「警察官立寄所について」（平成6年3月18日付け地発号外。以下旧通達」という。）に基づき、運用してきたところであるが、近年、自治体、金融機関、教育機関等の各種団体から、県下複数警察署の管轄区域にわたる設置要請が増加してきたことなどに対応するため、平成19年8月10日から立寄所の設置については、下記のとおりとするので誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 立寄所の意義

警察署長が管轄区域内に定めた警ら区内の施設、事業所、一般家庭等（以下「施設等」という。）のうち、地域警察官が立ち寄り、必要な連絡、警戒活動等を実施することにより、地域住民と良好な関係を保持し、地域の安全と平穩を確保するために必要な場所として、警察署長が指定したものをいう。

2 立寄所設置の目的

地域警察官が必要に応じて立寄所に立ち寄り、

- 地域住民の要望の把握
- 治安維持の万全を期すため警戒
- 地域安全情報の収集と提供

等を行うことにより、地域住民と良好な関係を保持し、地域の安全と平穩を確保することを目的とする。

3 立寄所の設置対象

警察署長は、立寄所の設置に当たっては、目的を達成するために必要な施設等を指定するものとする。

(1) 警察の責務を遂行する上で指定ができる施設等

- ア 官公署、学校、その他公共施設
- イ 金融機関、コンビニエンスストア、その他現金、貴金属等を多量に扱うなど、強盗、窃盗等の犯罪被害にあうおそれのあると認められる施設
- ウ 駅、バスターミナル、その他多数の来訪者の往来がある場所
- エ その他地域の安全と平穩を維持するため、警察官の立ち寄りが必要と認められる場所

(2) 施設等の事業所の長、家主等（以下「家主等」という。）の要望を受けて指定する施設等

ア 過去に犯罪が発生したなど、犯罪の発生または、被害のおそれがあると認められる場所

イ その他地域の安全と平穏を維持するため、警察官の立ち寄りが必要と認められる場所

4 立寄所の指定等における警察署長の配意事項

- (1) 警察署長は、立寄所を指定するにあたっては、警察側の判断だけでなく、地域住民の要望、意見等も踏まえ、必要性、妥当性を判断して指定すること。
- (2) 警察署長は、立寄所として指定した場合は、警察署地域運営細則内に明示するとともに、地域警察官を必要に応じて立ち寄らせるなど、挙署一体となった警戒活動を実施すること。
- (3) 警察署長は、家主等から立寄所の設置に関する要望を受理した場合は、目的達成のために必要な場所であるかどうか十分検討した上で、立寄所として指定すること。

なお、設置要望が単に立寄所表示板を設置したい意向である場合があり、立寄所指定に際しては充分配意すること。

- (4) 警察署長は、立寄所として指定した場合、必要により立寄所表示板を掲示させることができるものとする。

5 立ち寄り警察官の配意事項

- (1) 目的達成のため、積極的な立ち寄りや駐留警戒活動を実施すること。
- (2) 地域安全情報の積極的な収集及び提供に努めること。
- (3) 地域住民の要望等の積極的な把握に努めること。
- (4) 家主等と良好な関係を保持し、警察活動への協力が得られるよう配意すること。

6 複数警察署にわたる場合の一括受理要領

警察署長は、支所、支店等の施設（以下「支店等」という。）を持つ官公署、金融機関等が、複数警察署の管轄区域に存在し、支店等を一括立寄所として要望してきた場合、警察本部地域課長に通報するものとする。

通報を受理した警察本部地域課長は、次の全項目に該当し、設置の必要性が認められる場合は、当該要望場所を管轄する各警察署長に代わって、これを一括で受理できるものとする。

- (1) 設置要望場所が、複数所属の管轄区域にわたること。
- (2) 設置要望場所について、当該要望場所を管轄する各警察署長が立寄所の指定を認めていること。
- (3) その他一括で受理することが、妥当かつ適当と認められること。